

## 鹿児島県医療費適正化計画策定委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 「鹿児島県医療費適正化計画」(以下「計画」という。)の策定に関する協議を行うため、鹿児島県医療費適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行うものとする。

- (1) 計画の策定・見直しに関する事項
- (2) 計画の推進に関する事項
- (3) その他計画の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、外部の専門家及び関係者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合に選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を総括し、進行にあたる。

4 副委員長は委員長が指名する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第7条 委員がやむを得ない事情により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、委員長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。